

平成28年度 増補版



増補版 目 次

特別支援教育に関する社会の動向をおさえておきましょう。

1	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの考え方を踏まえた特別支援教育の推進	・・・	1
2	障害者差別解消法とは	・・・	2
3	合理的配慮について確認しましょう		
	(1) 合理的配慮とは	・・・	3
	(2) 学校における合理的配慮の観点(3観点11項目)		
	(3) 合理的配慮の提供にあたって、次の点に留意しましょう。		
	(4) 合理的配慮の例		
	<1> 視覚障がい	・・・	4
	<2> 聴覚障がい	・・・	5
	<3> 知的障がい	・・・	6
	<4> 肢体不自由	・・・	7
	<5> 病弱・身体虚弱	・・・	8
	<6> 言語障がい	・・・	9
	<7> 情緒障がい	・・・	10
	<8> 自閉症	・・・	11
	<9> 学習障がい	・・・	12
	<10> 注意欠陥多動性障がい	・・・	13
	(5) 個別の教育支援計画や個別の指導計画における位置づけ	・・・	14
<参考>	山形県の障がいのある子供の学びの場	・・・	16

特別支援教育に関する社会の動向をおさえておきましょう。

1 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの考え方を踏まえた特別支援教育の推進

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、世界の多くの国がこのような社会を目指しています。その流れの中で、平成18年に国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択されました。

教育については、条約の第24条に、「障害者を包容する教育制度（インクルーシブ教育システム）を確保する」こと、「個人に必要とされる合理的配慮が提供される」こと等が述べられています。インクルーシブ教育システムとは「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」と示されています。

平成26年1月に批准されるまで、教育と福祉の両サイドから準備が進められました。

教育サイドでは、平成24年に中央教育審議会初等中等教育分科会が「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」を出しています。この中で、「共に学ぶ」ことについて、「基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。」と示しています。そして、平成25年8月に「学校教育法施行令の一部を改正する政令」が公布され、就学相談・就学先決定の仕組みが改められました。

さらに、この報告では「障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備」、「多様な学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）の整備と学校間連携の推進」、「特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等」について示されています。

合理的配慮とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

通常の学級のみならず、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校においても『合理的配慮』として、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことが必要であり、提供に当たっては本人・保護者との対話による合意形成を図ること、個別の教育支援計画に明記すること、内容を柔軟に見直すこと等が求められています。

また、共生社会の実現を目指し、平成25年には、

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が公布され、平成28年4月1日施行となりました。



2 障害者差別解消法とは

学校教育にも大きく関わる法律です。

ポイント

障がい者を理由とする差別を解消するために
「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」
が禁止されます

● 「不当な差別的取扱い」とは

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

【不当な差別的取扱いの例】

- ▶ 障がいのみを理由として、学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと。
- ▶ 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。 など

● 「合理的配慮の不提供」とは

障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために行う合理的な配慮（合理的配慮）を行うことが求められます。合理的配慮を行わないことで、障がいのある方の権利利益が侵害される場合も、「不当な差別的取扱い」と同様に差別に当たります。

【合理的配慮の例】

- ▶ 管理する施設・敷地内において、車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- ▶ 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字など多様なコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行うこと。
- ▶ 比喩表現等の理解が困難な障がい者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明すること。 など

学校教育の分野では

合理的配慮については、すでに中教審「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」により取り組みが進められていますが、この法律により、合理的配慮の提供が法的義務となります。

合理的配慮の提供にあたっては、本人・保護者との対話による合意形成を図ること、個別の教育支援計画へ明記すること、内容を柔軟に見直すこと等が求められています。

これまで以上に、校長がリーダーシップを発揮して校内体制を整備し、組織的に対応することが重要となります。

また、教職員一人一人が法の趣旨を理解し、障がいに関する理解を深めることが大切です。

3 合理的配慮について確認しましょう

(1) 合理的配慮とは

「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

(2) 学校における合理的配慮の観点（3観点11項目）

- ① 教育内容・方法
 - ①-1 教育内容
 - ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
 - ①-1-2 学習内容の変更・調整
 - ①-2 教育方法
 - ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
 - ①-2-2 学習機会や体験の確保
 - ①-2-3 心理面・健康面の配慮
- ② 支援体制
 - ②-1 専門性のある指導体制の整備
 - ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
 - ②-3 火災時等の支援体制の整備
- ③ 施設・設備
 - ③-1 校内環境のバリアフリー化
 - ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
 - ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

(3) 合理的配慮の提供にあたって、次の点に留意しましょう。

- ①合理的配慮は、本人や保護者からの申し出があった場合（教員の見立てがきっかけになる場合もある）、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じ、発達の段階を考慮しつつ、合理的配慮の観点を踏まえ、可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供する。
- ②均衡を失した又は過度の負担を課すものであると判断した場合には、分かりやすく説明し、実現可能な代替措置を提案するなど、合意形成のための対話の場を設ける。
- ③現在必要としている変更・調整は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて共通理解を図る。
- ④合理的配慮の内容は個別の教育支援計画に明記するのが望ましい。また、個別の指導計画にも活用されることが望ましい。

(4) 合理的配慮の例 ～教育支援資料（平成25年 文部科学省）から～

例に示した合理的配慮はあくまで一例であり、これを合理的配慮として提供しなければならないとするものではなく、同様に、これ以外に提供する必要がないということでもありません。合理的配慮は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて提供されるものです。

それぞれの障がいのある子供の教育に当たっては、どのような学びの場で教育をするにしても、次の観点を踏まえて、配慮を検討する必要があります。

< 1 > 視覚障がいのある子供の教育における合理的配慮の観点

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	見えにくさを補うことができるようにするための指導を行う。(視覚補助具の効果的な活用, 他者へ積極的にかかわる意欲や態度の育成, 見えやすい環境を知り自ら整えることができるようにする等)
①-1-2 学習内容の変更・調整	視覚情報が得にくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う。(状況等の丁寧な説明, 複雑な図の理解や読むことに時間がかかること等を踏まえた時間延長, 観察では必要に応じて近づくことや触感覚の併用, 体育等における安全確保等)
①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	見えにくさに応じた教材及び情報の提供を行う。(聞くことで内容が理解できる説明や資料, 拡大コピー, 拡大文字を用いた資料, 触ることができないもの(遠くのものや動きの速いもの等)を確認できる模型や写真等) また, 視覚障害を補う視覚補助具や ICT を活用した情報の保障を図る。(画面拡大や色の調整, 読み上げソフトウェア等)
①-2-2 学習機会や体験の確保	見えにくさからの概念形成の難しさを補うために, 実物や模型に触る等能動的な学習活動を多く設ける。また, 気づきにくい事柄や理解しにくい事柄(遠かったり大きかったりして触れないもの, 動くものとその動き方等)の状況を説明する。さらに, 学習の予定を事前に知らせ, 学習の過程や状況をその都度説明することで, 主体的に状況の判断ができるように指導を行う。
①-2-3 心理面・健康面の配慮	自己の視覚障害を理解し, 眼疾の進行や事故を防止できるようにするとともに, 身の回りの状況が分かりやすい校内の環境作りを図り, 見えにくいときには自信をもって尋ねられるような雰囲気を作る。また, 視覚に障害がある子供等が集まる交流の機会の情報提供を行う。
②-1 専門性のある指導体制の整備	特別支援学校(視覚障害)のセンター的機能及び弱視特別支援学級, 通級による指導等の専門性を積極的に活用する。また, 眼科医からのアドバイスを日常生活で必要な配慮に生かすとともに, 理解啓発に活用する。さらに, 点字図書館等地域資源の活用を図る。
②-2 理解啓発を図るための配慮	その子特有の見えにくさ, 使用する視覚補助具・教材について周囲の子供, 教職員, 保護者への理解啓発に努める。
②-3 災害時等の支援体制の整備	見えにくさに配慮して災害とその際の対応や避難について理解できるようにするとともに, 緊急時の安全確保ができる校内体制を整備する。
③-1 校内環境のバリアフリー化	校内での活動や移動に支障がないように校内環境を整備する。(廊下等も含めて校内の十分な明るさの確保, 分かりやすい目印, 段差等を明確に分かるようにして安全を確保する等)
③-2 障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	見えやすいように環境を整備する。(まぶしさを防ぐために光の調整を可能にする設備(ブラインドやカーテン, スタンド等)必要に応じて教室に拡大読書器を設置する等)
③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	避難経路に明確な目印や照明を設置する。

< 2 > 聴覚障がいのある子供の教育における合理的配慮の観点

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	聞こえにくさを補うことができるようにするための指導を行う。(補聴器等の効果的な活用, 相手や状況に応じた適切なコミュニケーション手段(身振り, 簡単な手話等)の活用に関する事等)
①-1-2 学習内容の変更・調整	音声による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う。(外国語のヒアリング等における音質・音量調整, 学習室の変更, 文字による代替問題の用意, 球技等運動競技における音による合図を視覚的に表示等)
①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供を行う。(分かりやすい板書, 教科書の音読箇所的位置の明示, 要点を視覚的な情報で提示, 身振り, 簡単な手話等の使用等) 聞こえにくさに応じた聴覚的な情報・環境の提供を図る。(座席の位置, 話者の音量調整, 机・椅子の脚のノイズ軽減対策(使用済みテニスボールの利用等), 防音環境のある指導室, 必要に応じてFM式補聴器等の使用等)
①-2-2 学習機会や体験の確保	言語経験が少ないことによる, 体験と言葉の結び付きの弱さを補うための指導を行う。(話し合いの内容を確認するため書いて提示し読ませる, 慣用句等言葉の表記と意味が異なる言葉の指導等) 日常生活で必要とされる様々なルールや常識等の理解, あるいはそれに基づいた行動が困難な場合があるので, 実際の場面を想定し, 行動の在り方を考えさせる。
①-2-3 心理面・健康面の配慮	情報が入らないことによる孤立感を感じさせないような学級の雰囲気作りを図る。また, 通常の学級での指導に加え, 聴覚に障害がある子供が集まる交流の機会の情報提供を行う。
②-1 専門性のある指導体制の整備	特別支援学校(聴覚障害)のセンター的機能及び難聴特別支援学級, 通級による指導等の専門性を積極的に活用する。また, 耳鼻科, 補聴器店, 難聴児親の会, 聴覚障害者協会等との連携による, 理解啓発のための学習会や, 子供のための交流会の活用を図る。
②-2 理解啓発を図るための配慮	使用する補聴器等や多様なコミュニケーション手段について, 周囲の子供, 教職員, 保護者への理解啓発に努める。
②-3 災害時等の支援体制の整備	放送等による避難指示を聞き取ることができない子供に対し, 緊急時の安全確保と避難誘導等を迅速に行うための校内体制を整備する。
③-1 校内環境のバリアフリー化	放送等の音声情報を視覚的に受容することができる校内環境を整備する。(教室等の字幕放送受信システム等)
③-2 障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	教室等の聞こえの環境を整備する。(絨毯(じゅうたん)・畳の指導室の確保, 行事における進行次第や挨拶文, 劇の台詞(せりふ)等の文字表示等)
③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	緊急情報を視覚的に受容することができる設備を設置する。

< 3 > 知的障がいのある子供の教育における合理的配慮の観点

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	できるだけ実生活につながる技術や態度を身に付けられるようにするとともに、社会生活上の規範やルールを理解を促すための指導を行う。
①-1-2 学習内容の変更・調整	知的発達の遅れにより、全般的に学習内容の習得が困難な場合があることから、理解の程度に応じた学習内容の変更・調整を行う。（焦点化を図ること、基礎的・基本的な学習内容を重視すること、生活上必要な言葉等の意味を確実に理解できるようにすること等）
①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	知的発達の遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供する。（文字の拡大や読み仮名の付加、話し方の工夫、文の長さの調整、具体的な用語の使用、動作化や視覚化の活用、数量等の理解を促すための絵カードや文字カード、数え棒、パソコンの活用等）
①-2-2 学習機会や体験の確保	知的発達の遅れにより、実際的な生活に役立つ技術や態度の習得が困難であることから、調理実習や宿泊学習等の具体的な活動場面において、家庭においても生かすことのできる力が向上するように指導するとともに、学習活動が円滑に進むように、図や写真を活用した日課表や活動予定表等を活用し、自主的に判断し見通しをもって活動できるように指導を行う。
①-2-3 心理面・健康面の配慮	知的発達の遅れ等によって、友人関係を十分には形成できないことや、年齢が高まるにつれて友人関係の維持が困難になることもあることから、学級集団の一員として所属意識がもてるように学級全体で取り組む活動を工夫するとともに、自尊感情や自己肯定感、ストレス等の状態を踏まえた適切な対応を図る。
②-1 専門性のある指導体制の整備	知的障害の状態は外部からは分かりにくいことから、専門家からの支援や、特別支援学校（知的障害）のセンター的機能及び特別支援学級等の専門性を積極的に活用する。また、てんかん等への対応のために、必要に応じて医療機関との連携を図る。
②-2 理解啓発を図るための配慮	知的障害の状態は他者から分かりにくいこと、かつ、その特性としては、実体験による知識等の習得が必要であることから、それらの特性を踏まえた対応ができるように、周囲の子供等や教職員、保護者への理解啓発に努める。
②-3 災害時等の支援体制の整備	適切な避難等の行動の仕方が分からず混乱することを想定した避難誘導のための校内体制を整備する。
③-1 校内環境のバリアフリー化	自主的な移動ができるよう、導線や目的の場所が視覚的に理解できるようにするなどの校内環境を整備する。
③-2 障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	危険性を予知できないことによる高所からの落下やけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。また、必要に応じて、生活体験を主とした活動ができる場を用意する。
③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	災害等発生後における行動の仕方が分からないことによる混乱した心理状態に対応できるように、簡潔な導線、分かりやすい設備の配置、明るさの確保等を考慮して施設・設備を整備する。

< 4 > 肢体不自由のある子供の教育における合理的配慮の観点

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	道具の操作の困難や移動上の制約等を改善できるように指導を行う。(片手で使うことができる道具の効果的な活用, 校内の移動しにくい場所の移動方法について考えること及び実際の移動の支援等)
①-1-2 学習内容の変更・調整	上肢の不自由により時間がかかることや活動が困難な場合の学習内容の変更・調整を行う。(書く時間の延長, 書いたり計算したりする量の軽減, 体育等での運動の内容を変更等)
①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	書字や計算が困難な子供に対し上肢の機能に応じた教材や機器を提供する。(書字の能力に応じたプリント, 計算ドリルの学習にパソコンを使用, 話言葉が不自由な子供にはコミュニケーションを支援する機器(文字盤や音声出力型の機器等)の活用等)
①-2-2 学習機会や体験の確保	経験の不足から理解しにくいことや移動の困難さから参加が難しい活動については, 一緒に参加することができる手段等を講じる。(新しい単元に入る前に新出の語句や未経験と思われる活動のリストを示し予習できるようにする, 車いす使用の子供が栽培活動に参加できるよう高い位置に花壇を作る等)
①-2-3 心理面・健康面の配慮	下肢の不自由による転倒のしやすさ, 車いす使用に伴う健康上の問題等を踏まえた支援を行う。(体育の時間における膝や肘のサポーターの使用, 長距離の移動時の介助者の確保, 車いす使用時に必要な1日数回の姿勢の変換及びそのためのスペースの確保等)
②-1 専門性のある指導体制の整備	体育担当教員, 養護教諭, 栄養職員, 学校医を含むサポートチームが教育的ニーズを把握し支援の内容方法を検討する。必要に応じて特別支援学校からの支援を受けるとともに理学療法士(P T), 作業療法士(O T), 言語聴覚士(S T)等の指導助言を活用する。また, 医療的ケアが必要な場合には主治医, 看護師等の医療関係者との連携を図る。
②-2 理解啓発を図るための配慮	移動や日常生活動作に制約があることや, 移動しやすさを確保するために協力できることなどについて, 周囲の子供, 教職員, 保護者への理解啓発に努める。
②-3 災害時等の支援体制の整備	移動の困難さを踏まえた避難の方法や体制及び避難後に必要となる支援体制を整備する。(車いすで避難する際の経路や人的体制の確保, 移動が遅れる場合の対応方法の検討, 避難後に必要な支援の一覧表の作成等)
③-1 校内環境のバリアフリー化	車いすによる移動やつえを用いた歩行ができるように, 教室配置の工夫や施設改修を行う。(段差の解消, スロープ, 手すり, 開き戸, 自動ドア, エレベーター, 障害者用トイレの設置等)
③-2 障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	上肢や下肢の動きの制約に対して施設・設備を工夫又は改修するとともに, 車いす等で移動しやすいような空間を確保する。(上下式のレバーの水栓, 教室内を車いすで移動できる空間, 廊下の障害物除去, 姿勢を変換できる場所, 休憩スペースの設置等)
③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	移動の困難さに対して避難経路を確保し, 必要な施設・設備の整備を行うとともに, 災害等発生後の必要な物品を準備する。(車いす, 担架, 非常用電源や手動で使える機器等)

< 5 > 病弱・身体虚弱の子供の教育における合理的配慮の観点

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	服薬管理や環境調整，病状に応じた対応等ができるよう指導を行う。（服薬の意味と定期的な服薬の必要性の理解，指示された服薬量の徹底，眠気を伴い危険性が生じるなどの薬の理解とその対応，必要に応じた休憩などの病状に応じた対策等）
①-1-2 学習内容の変更・調整	病気により実施が困難な学習内容等について，主治医からの指導・助言や学校生活管理指導表に基づいた変更・調整を行う。（習熟度に応じた教材の準備，実技を実施可能なものに変更，入院等による学習空白を考慮した学習内容に変更・調整，アレルギー等のために使用できない材料を別の材料に変更等）
①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	病気のため移動範囲や活動量が制限されている場合に，ICT等を活用し，間接的な体験や他の人とのコミュニケーションの機会を提供する。（友達との手紙やメールの交換，テレビ会議システム等を活用したリアルタイムのコミュニケーション，インターネット等を活用した疑似体験等）
①-2-2 学習機会や体験の確保	入院時の教育の機会や短期間で入退院を繰り返す子供の教育の機会を確保する。その際，体験的な活動を通して概念形成を図るなど，入院による日常生活や集団活動等の体験不足を補うことができるように指導する。（視聴覚教材等の活用，ビニール手袋を着用して物に直接触れるなど感染症対策を考慮した指導，テレビ会議システム等を活用した遠隔地の友達と協働した取組等）
①-2-3 心理面・健康面の配慮	入院や手術，病気の進行への不安等を理解し，心理状態に応じて弾力的に指導を行う。（治療過程での学習可能な時期を把握し健康状態に応じた指導，アレルギーの原因となる物質の除去や病状に応じた適切な運動等について医療機関と連携した指導等）
②-1 専門性のある指導体制の整備	学校生活を送る上で，病気のために必要な生活規制や必要な支援を明確にするとともに，急な病状の変化に対応できるように校内体制を整備する。（主治医や保護者からの情報に基づく適切な支援，日々の体調把握のための保護者との連携，緊急の対応が予想される場合の全教職員による支援体制の構築）また，医療的ケアが必要な場合には看護師等，医療関係者との連携を図る。
②-2 理解啓発を図るための配慮	病状によっては特別な支援を必要とするという理解を広め，病状が急変した場合に緊急な対応ができるよう，子供，教職員，保護者の理解啓発に努める。（ペースメーカー使用者の運動制限など外部から分かりにくい病気とその病状を維持・改善するために必要な支援に関する理解，心身症や精神疾患等の特性についての理解，心臓発作やてんかん発作等への対応についての理解等）
②-3 災害時等の支援体制の整備	医療機関への搬送や必要とする医療機関からの支援を受けることができるようにするなど，子供の病状に応じた支援体制を整備する。（病院へ搬送した場合の対応方法，救急隊員等への事前の連絡，急いで避難することが困難な子供（心臓病等）が逃げ遅れないための支援等）
③-1 校内環境のバリアフリー化	心臓病等のため階段を使用しての移動が困難な場合や子供が自ら医療上の処置（二分脊椎症等の自己導尿等）を必要とする場合等に対応できる施設・設備を整備する。
③-2 障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	病気の状態に応じて，健康状態や衛生状態の維持，心理的な安定等を考慮した施設・設備を整備する。（色素性乾皮症の場合の紫外線カットフィルム，相談や箱庭等の心理療法を活用できる施設，落ち着けないときや精神状態が不安定なときの子供が落ち着ける空間の確保等）
③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	災害等発生時については病気のため迅速に避難できない子供の避難経路を確保する，災害等発生後については薬や非常用電源の確保するとともに，長時間の停電に備え手動で使える機器等を整備する。

< 6 > 言語障がいのある子供の教育における合理的配慮の観点

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	話すことに自信をもち積極的に学習等に取り組むことができるようにするための発音の指導を行う。(一斉指導における個別的な発音の指導, 個別指導による音読, 九九の発音等の指導)
①-1-2 学習内容の変更・調整	発音のしにくさ等を考慮した学習内容の変更・調整を行う。(教科書の音読や音楽の合唱等における個別的な指導, 書くことによる代替, 構音指導を意識した教科指導等)
①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	発音が不明瞭な場合には, 代替手段によるコミュニケーションを行う。(筆談, ICT機器の活用等)
①-2-2 学習機会や体験の確保	発音等の不明瞭さによる自信の喪失を軽減するために, 個別指導の時間等を確保し, 音読, 九九の発音等の指導を行う。
①-2-3 心理面・健康面の配慮	言語障害のある子供が集まる交流の機会の情報提供を行う。
②-1 専門性のある指導体制の整備	言語障害の専門家(S T等)との連携による指導の充実を図る。
②-2 理解啓発を図るための配慮	言語障害について, 子供, 教職員, 保護者への理解啓発に努める。
②-3 災害時等の支援体制の整備	発語による連絡が難しい場合には, その代替手段により安否を伝える方法等を取り入れた避難訓練に取り組む。
③-1 校内環境のバリアフリー化	施設・設備については基本的には他の子供と共通の配慮を要する。
③-2 障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	
③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	

< 7 > 情緒障がいのある子供の教育における合理的配慮の観点

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	社会適応に必要な技術や態度が身に付くよう指導内容を工夫する。
①-1-2 学習内容の変更・調整	心理面での不安定さから学習の積み上げが難しかったり、治療等により学習の空白期間が生じたりする場合もあることから、学習内容の定着に配慮する。
①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	場面によっては、意図したことが言語表現できない場合があることから、緊張や不安を緩和させるように配慮する。
①-2-2 学習機会や体験の確保	治療等により生じる学習機会の不足等に配慮する。
①-2-3 心理面・健康面の配慮	情緒障害のある子供等の状態（情緒不安や不登校、ひきこもり、自尊感情や自己肯定感の低下等）に応じた指導を行う。（カウンセリング的対応や医師の診断を踏まえた対応等）
②-1 専門性のある指導体制の整備	情緒障害を十分に理解した専門家からの支援や、特別支援学校のセンター的機能及び自閉症・情緒障害特別支援学級、医療機関等の専門性を積極的に活用し、障害の特性について理解を深められるようにする。
②-2 理解啓発を図るための配慮	他者からの働きかけを適切に受け止められないことがあることや言葉の理解が十分ではないことがあること等について、周囲の子供や教職員、保護者への理解啓発に努める。
②-3 災害時等の支援体制の整備	情緒障害のある子供は、災害時の環境の変化に適応することが難しい場合もあるため、心理的に混乱することを想定した支援体制を整備する。
③-1 校内環境のバリアフリー化	安心して自主的な移動ができるように、特別教室への導線などを分かりやすくする。
③-2 障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	衝動的な行動によるけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。また、興奮が収まらない場合を想定し、クールダウン等のための場所を確保する。
③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	災害等発生後における環境の変化に適応できないことによる心理状態（パニック等）を想定し、外部からの刺激を制限できるような避難場所及び施設・設備を整備する。

< 8 > 自閉症のある子供の教育における合理的配慮の観点

<p>①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮</p>	<p>自閉症の特性である「適切な対人関係形成の困難さ」「言語発達の遅れや異なった意味理解」「手順や方法に独特のこだわり」等により、学習内容の習得の困難さを補完する指導を行う。（動作等を利用して意味を理解する、繰り返し練習をして道具の使い方を正確に覚える等）</p>
<p>①-1-2 学習内容の変更・調整</p>	<p>自閉症の特性により、数量や言葉等の理解が部分的であったり、偏っていたりする場合の学習内容の変更・調整を行う。（理解の程度を考慮した基礎的・基本的な内容の確実な習得、社会適応に必要な技術や態度を身に付けること等）</p>
<p>①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮</p>	<p>自閉症の特性を考慮し、視覚を活用した情報を提供する。（写真や図面、模型、実物等の活用）また、細かな制作等に苦手さが目立つ場合が多いことから、扱いやすい道具を用意したり、補助具を効果的に利用したりする。</p>
<p>①-2-2 学習機会や体験の確保</p>	<p>自閉症の特性により、実際に体験しなければ、行動等の意味を理解することが困難であることから、実際的な体験の機会を多くするとともに、言葉による指示だけでは行動できないことが多いことから、学習活動の順序を分かりやすくするよう活動予定表等の活用を行う。</p>
<p>①-2-3 心理面・健康面の配慮</p>	<p>情緒障害のある子供の状態（情緒不安や不登校、ひきこもり、自尊感情や自己肯定感の低下等）に応じた指導を行う。（カウンセリング的対応や医師の診断を踏まえた対応等）また、自閉症の特性により、二次的な障害として、情緒障害と同様の状態が起きやすいことから、それらの予防に努める。</p>
<p>②-1 専門性のある指導体制の整備</p>	<p>自閉症や情緒障害を十分に理解した専門家からの支援や、特別支援学校のセンター的機能及び自閉症・情緒障害特別支援学級、医療機関等の専門性を積極的に活用し、自閉症等の特性について理解を深められるようにする。</p>
<p>②-2 理解啓発を図るための配慮</p>	<p>他者からの働きかけを適切に受け止められないことがあることや言葉の理解が十分ではないことがあること、方法や手順に独特のこだわりがあること等について、周囲の子供や教職員、保護者への理解啓発に努める。</p>
<p>②-3 災害時等の支援体制の整備</p>	<p>自閉症や情緒障害のある子供は、災害時の環境の変化に適応することが難しく、極度に混乱した心理状態やパニックに陥ることを想定した支援体制を整備する。</p>
<p>③-1 校内環境のバリアフリー化</p>	<p>自閉症の特性を考慮し、備品等を分かりやすく配置したり、導線や目的の場所が視覚的に理解できるようにしたりする。</p>
<p>③-2 障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮</p>	<p>衝動的な行動によるけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。また、興奮が収まらない場合を想定し、クールダウン等のための場所を確保するとともに、必要に応じて、自閉症特有の感覚（明るさやちらつきへの過敏性等）を踏まえた校内環境を整備する。</p>
<p>③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮</p>	<p>災害等発生後における環境の変化に適応できないことによる心理状態（パニック等）を想定し、外部からの刺激を制限できるような避難場所及び施設・設備を整備する。</p>

< 9 > 学習障がいのある子供の教育における合理的配慮の観点

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	読み書きや計算等に関して苦手なことをできるようにする、別の方法で代替する、他の能力で補完するなどに関する指導を行う。(文字の形を見分けることをできるようにする、パソコン、デジカメ等の使用、口頭試問による評価等)
①-1-2 学習内容の変更・調整	「読む」「書く」等特定の学習内容の習得が難しいので、基礎的な内容の習得を確実にすることを重視した学習内容の変更・調整を行う。(習熟のための時間を別に設定、軽重をつけた学習内容の配分等)
①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	読み書きに時間がかかる場合、本人の能力に合わせた情報を提供する。(文章を読みやすくするために体裁を変える、拡大文字を用いた資料、振り仮名をつける、音声やコンピュータの読み上げ、聴覚情報を併用して伝える等)
①-2-2 学習機会や体験の確保	身体感覚の発達を促すために活動を通じた指導を行う。(体を大きく使った活動、様々な感覚を同時に使った活動等)また、活動内容を分かりやすく説明して安心して参加できるようにする。
①-2-3 心理面・健康面の配慮	苦手な学習活動があることで、自尊感情が低下している場合には、成功体験を増やしたり、友達から認められたりする場面を設ける。(文章を理解すること等に時間がかかることを踏まえた時間延長、必要な学習活動に重点的な時間配分、受容的な学級の雰囲気作り、困ったときに相談できる人や場所の確保等)
②-1 専門性のある指導体制の整備	特別支援学校や発達障害者支援センター、教育相談担当部署等の外部専門家からの助言等を生かし、指導の充実を図る。また、通級による指導等学校内の資源の有効活用を図る。
②-2 理解啓発を図るための配慮	努力によっても変わらない苦手なことや生まれつき得意なこと等、様々な個性があることや特定の感覚が過敏な場合もあること等について、周囲の子供、教職員、保護者への理解啓発に努める。
②-3 災害時等の支援体制の整備	指示内容を素早く理解し、記憶することや、掲示物を読んで避難経路等を理解することが難しい場合等を踏まえた避難訓練に取り組む。(具体的で分かりやすい説明、不安感をもたずに行動ができるような避難訓練の継続等)
③-1 校内環境のバリアフリー化	特記なし
③-2 障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	類似した情報が混在していると、必要な情報を選択することが困難になるため、不要な情報を隠したり、必要な情報だけが届くようにしたりできるように校内の環境を整備する。(余分な物を覆うカーテンの設置、視覚的に分かりやすいような表示 等)
③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	特記なし

<10> 注意欠陥多動性障がいのある子供の教育における合理的配慮の観点

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	行動を最後までやり遂げることが困難な場合には、途中で忘れないように工夫したり、別の方法で補ったりするための指導を行う。（自分を客観視する、物品の管理方法の工夫、メモの使用等）
①-1-2 学習内容の変更・調整	注意の集中を持続することが苦手であることを考慮した学習内容の変更・調整を行う。（学習内容を分割して適切な量にする 等）
①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	聞き逃しや見逃し、書類の紛失等が多い場合には伝達する情報を整理して提供する。（掲示物の整理整頓・精選、目を合わせての指示、メモ等の視覚情報の活用、静かで集中できる環境づくり等）
①-2-2 学習機会や体験の確保	好きなものと関連付けるなど興味・関心をもてるように学習活動の導入を工夫し、危険防止策を講じた上で本人が直接参加できる体験学習を通じた指導を行う。
①-2-3 心理面・健康面の配慮	活動に持続的に取り組むことが難しく、また不注意による紛失等の失敗や衝動的な行動が多いので、成功体験を増やし、友達から認められる機会の増加に努める。（十分な活動のための時間の確保、物品管理のための棚等の準備、良い面を認め合えるような受容的な学級の雰囲気作り、感情のコントロール方法の指導、困ったときに相談できる人や場所の確保等）
②-1 専門性のある指導体制の整備	特別支援学校や発達障害者支援センター、教育相談担当部署等の外部専門家からの助言等を生かし、指導の充実を図る。また、通級による指導等学校内の資源の有効活用を図る。
②-2 理解啓発を図るための配慮	不適切と受け止められやすい行動についても、本人なりの理由があることや、生まれつきの特性によること、危険な行動等の安全な制止、防止の方策等について、周囲の子供、教職員、保護者への理解啓発に努める。
②-3 災害時等の支援体制の整備	落ち着きを失ったり、指示の途中で動いたりする傾向を踏まえた、避難訓練に取り組む（項目を絞った短時間での避難指示、行動を過度に規制しない範囲で見守りやパニックの予防等）
③-1 校内環境のバリアフリー化	特記なし
③-2 障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	注意集中が難しいことや衝動的に行動してしまうこと、落ち着きを取り戻す場所が必要なこと等を考慮した施設・設備を整備する。（余分なものを覆うカーテンの設置、照明器具等の防護対策、危険な場所等の危険防止柵の設置、静かな小部屋の設置 等）
③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	災害等発生後、避難場所において落ち着きを取り戻す場所が必要なことを考慮した静かな小空間等を確保する。

(5) 個別の教育支援計画や個別の指導計画における位置づけ

①個別の教育支援計画

1 枚目の「在学における支援内容」に合理的支援の内容が記載されます。

(ふりがな) 児童名		性別	生年月日	平成 年 月 日生
			学年	年
住 所	〒		連絡先	T E L
保護者氏名			緊急連絡先	T E L
学校名			連絡先	T E L
在籍校住所	〒			
保護者・児童生徒の願い（現在の生活について・将来の生活について）				
保 護 者		本 人		
支 援 の 目 標（家庭生活・地域生活・その他の生活）				
在 学 校 に お け る 支 援 内 容				
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>合理的配慮はこの欄に記されます。 この欄には、これまでも児童生徒の障害の状態や教育的ニーズに応じた個別の支援を記入しています。 改めて、発達段階を考慮しつつ、合理的配慮の観点（3観点11項目）を踏まえて、現在必要としている変更・調整は何か、何を優先すべきかなどを検討し、保護者・本人と十分に話し合っ、合意形成を図って記入するようにします。 指導者によって合理的配慮が提供されたりされなかったりということがないよう、学校での共通理解も必要になります。 内容は柔軟に見直していきます。 卒業後は、進学先の学校に引き継いでいきます。</p> </div>				

②個別の指導計画

合理的配慮の内容は、個別の指導計画にも活かされていきます。

氏名	性別	担任	作成月日	平成 年 月 日
現在の状況	保護者・児童生徒の願い			
	学習面・生活面・社会性等 ※ 長所も記入する			
	諸検査等			
	実態の分析・指導の方向性			
	<p>この欄には、これまでも、児童生徒の状況の背景にある特性等を検討し、指導内容や支援の在り方等配慮することを記入しています。</p> <p>改めて、個別の教育支援計画に記載されている合理的配慮を活用し、特に、教育内容や教育方法等について具体的な支援を検討して記入します。</p>			
年間目標				

<参考> 山形県の障がいのある子供の学びの場

特別支援学校	
視覚障がい	県立山形盲学校
聴覚障がい	県立山形聾学校 県立酒田特別支援学校
肢体不自由	県立ゆきわり養護学校
病 弱	県立山形養護学校 県立鶴岡養護学校 おひさま分教室
知的障がい	県立米沢養護学校 (本校、分校、分教室) 県立村山特別支援学校 (本校、分校) 県立楯岡特別支援学校 (本校、分校) 県立新庄養護学校 県立酒田特別支援学校 県立鶴岡養護学校 県立上山高等養護学校 県立鶴岡高等養護学校 山形大学附属特別支援学校
特別支援学級	
弱視特別支援学級	
難聴特別支援学級	
肢体不自由特別支援学級	
病弱・身体虚弱特別支援学級	
知的障がい特別支援学級	
自閉症・情緒障がい特別支援学級	
通級による指導	
言語障がい通級指導教室	
LD・ADHD通級指導教室	
難聴通級指導教室	
通常の学級	